

〈繰越金の目安〉

学会等団体の繰越金についての定めは特にありませんが、団体の活動形態による一般的な考え方は以下の通りです。

1. 団体の年間事業（機関誌の定期的発行、団体の運営、認定医研修・登録業務などの事業）の予算においては、年度が終了し新年度の年会費が納められる間（2～3ヶ月）の活動・運営費としての繰越金が一般的といわれています。
2. 学術集会・講演会、研究会等の会合開催事業における予算においては、会合開催準備に係わる費用程度が妥当な繰越金と考えられます。

